十三　大型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ大型第二種免許（以下「ＡＴ大型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）、中型第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第七号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十四　ＡＴ大型第二種免許、ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ大型第二種免許及びＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

［一～十七　略］

十八　現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

十九　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十　現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対するＡＴ大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

二十一～二十三　［略］

［３・４　略］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一～十三　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習

十四　中型第二種免許（府令第二十四条第四項第五号に規定するＡＴ中型第二種免許（以下「ＡＴ中型第二種免許」という。）を除く。この号において同じ。）及び普通第二種免許（同項第六号に規定するＡＴ普通第二種免許（以下「ＡＴ普通第二種免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第四号（中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

十五　ＡＴ中型第二種免許及びＡＴ普通第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（ＡＴ中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項

２　［同上］

［一～十七　同上］

十八　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

［号を加える。］

十九～二十一　［同上］

［二号ずつ繰り下げる。］

［３・４　同上］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

［一～十三　同上］

十四　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習

十六　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

十七　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第六号に掲げる事項に係る教習